

I 平成13年度教育計画

1 教育の目標

福生市教育委員会は、人間尊重の精神を基調として、広く国際社会の信頼と尊敬を得られる知・徳・体の調和した人間性豊かな郷土の一員として成長することを願い、家庭や地域との連携のもとに、心身ともにたくましく心豊かな児童・生徒の育成に努めるとともに、生涯学習を振興し、市民のだれでもがあらゆる場で学び続けることのできる社会の実現に努める。

2 基本方針

福生市教育委員会は、「教育目標」を達成するため、次の「基本方針」に基づき、創意ある教育施策を総合的に推進する。

基本方針1 人権尊重の教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、また児童の権利に関する条約等の趣旨を尊重して、あらゆる偏見や差別をなくすため、人権尊重の教育を推進する。

- (1) 学校教育・社会教育を通して、あらゆる偏見や差別をなくし、すべての市民が人権問題への正しい理解と認識を深めることができる人権尊重教育を推進する。
- (2) 人種・民族・性別等を異にすることによって、市民の人権が損なわれることのない教育を推進する。
- (3) 心身に障害のある人が市民として平等に活動できるよう、障害への理解を深め、連帯感をはぐくむ教育を推進する。

基本方針2 児童・生徒の健全育成の推進

いじめをなくし、児童・生徒が人間性豊かな社会の形成者として健やかに成長できるよう、都や他の区市町村、並びに関係機関との協力を生かすとともに、学校・家庭・地域社会との緊密な連携を図り、心身の健康づくりを推進する。

- (1) 道徳教育の一層の充実を図るなど、心の教育を推進し、児童・生徒に奉仕や社会貢献に対する適切な理解と実践態度の育成を徹底する。
- (2) 児童・生徒一人ひとりに対する理解を深め、家庭・地域社会及び関係機関、各学校の連携を蜜にし、健全育成を推進する。特に、学校週5日制の趣旨を生かす具体的施策を推進する。
- (3) 全校的な指導体制を確立し、全教職員の共通認識を形成するとともに、教育相談を

一層充実して、保護者の願い等を十分に把握しながら、児童・生徒の心の内面に迫る指導・援助を推進する。

- (4) 生命の大切さや、健全・安全についての理解を徹底させ、自ら進んで健康の増進や体力の向上を図る能力と態度を育てる。特に性にかかわる指導や薬物乱用防止にかかわる指導については、家庭・地域社会・関係機関との連携のもとに、児童・生徒の成長過程における課題に適切に対応できるよう、援助・指導する。
- (5) 児童・生徒の健康管理や環境の設備等に十分に留意し、学校における事故を防止するとともに、地震等の不慮の災害に対しても安全の確保を図る。

基本方針 3 個性を生かす学校教育の充実

基礎・基本の学習の徹底を図るとともに、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育成して、一人ひとりの個性を生かす教育を推進する。

- (1) それぞれの学校が、児童・生徒の実態や家庭・地域の願い等を的確に把握して創意ある教育課程を編成し、一人ひとりの個性や能力を生かす指導の徹底を図り、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる教育を推進する。
- (2) 体験的な活動を重視するなど、教育内容・方法及び評価の改善を図り、児童・生徒に各教科等の基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、柔軟な思考力や豊かな創造力・表現力を育成する。特に移行期にあたっては、「総合的な学習の時間」研究委託校の指定を行い、導入及び適切な実施について在り方の追究を行い、その成果を還元することに努める。
- (3) 学習に遅れがちな児童・生徒や心身に障害のある児童・生徒に対しては、一人ひとりの実態を適切に把握し、個性や能力が十分伸長されるよう、個別の指導計画に基づいた指導を徹底する。
- (4) 児童・生徒が自己理解を深めながら将来にわたる生き方を考えさせ、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせる教育を推進するとともに、個性・能力や希望に基づき主体的に進路を選択させる進路指導を推進する。
- (5) 学校は学習活動等を積極的に公開し、学校評議員等を通じて地域や保護者の意見を十分に聴取して学校経営に反映させるなど、地域に開かれた学校づくりに努める。

基本方針 4 生涯学習の振興

市民が生涯にわたっていつまでも自由に学び続けることができるよう、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等に関する施策を総合的に推進し、生涯学習社会の実現を図る。

- (1) 市民一人ひとりに、郷土・福生を愛する心を培い、地域社会の形成者としての自覚を促し、郷土の一層の発展のために寄与する態度と資質を高める。
- (2) 自国の自然や文化、伝統を大切にするとともに、国際的な交流の機会を生かして、世界に対する理解を深め、これを尊重する心を養う。
- (3) 市民のボランティア活動を支援できるよう、関係機関との連携を図るとともに、市民の学習活動の成果が地域において生かせるような環境整備を図る。
- (4) 市の生涯活動を総合的に支援できるよう、学校施設の開放に努めるほか、学習のための諸施設の整備・活用、情報の提供、指導者の養成、学習機会や生涯学習ネットワークの整備・充実を図る。特に市民の情報活用能力育成について積極的な取組を行う。

基本方針5 多様な学習機会を提供する社会教育の充実

市民が、主体的に学習活動や社会参加を行うことができるよう、多様な学習機会や場及び情報を提供するなど、社会教育の充実を図る。

- (1) 身近な生活課題からより専門的な課題まで、市民の多様な学習要求に応えるために、すべての市民に対応した学習機会や場を提供する。
- (2) 市民の多様な学習活動が活発に展開されるよう、公民館、図書館等の社会教育施設の整備・充実を図る。
- (3) 家庭や地域社会の教育力の向上を図るために、地域に根ざした社会教育活動を展開し、学習や交流の場を提供するとともに、活動に対する的確な情報提供の充実に努める。
- (4) 文化遺産や歴史的環境・資料の保存活用を図るとともに、郷土理解の推進のため、市史の普及を図る。

基本方針6 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民が生涯を通じて文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、活動の機会や場を提供するなどの支援を行う。

- (1) 市民が身近に芸術文化鑑賞の機会がもてるよう、文化施設の維持・管理に努めるとともに、市内に伝わる有形・無形の文化財の保存・活用と、市民がそれらに接する機会の充実を図る。
- (2) 市民の健康づくりを進めるために、体育施設やスポーツ教室等の一層の充実を図るとともに、市民が相互に高め合うことのできる活動組織作りやそのための指導者養成等の支援に努める。
- (3) 市民が生涯を通じてレクリエーション活動に親しみ、生き生きとした市民生活を送ることができるよう、各種事業の充実に努めるとともに、多摩川などの豊かな自然を生かした活動の機会や場を提供する。

3 社会教育の体系と主要施策





